



鳥取県公報

平成 26 年 6 月 24 日 (火)
第 8 6 0 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（3件）（492～494）（東部振興課）・・・ 2
土地改良区の役員の就任（495）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・・・ 3
土地改良区の役員の就退任（496）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ◇ 公 告 森林法による開発行為の変更許可（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・・・ 4
警備員指導教育責任者講習の実施（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・・・ 5
- ◇ 調達公告 総合評価一般競争入札の実施（治山砂防課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第492号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年8月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンスポーツ鳥取
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
ニール スミス
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市桂見831-4
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、スポーツの啓発普及、競技者指導者及びボランティアなどの育成、スポーツ施設の管理運営などの事業を行い、以てスポーツの振興及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第493号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年8月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取社会福祉評価機構
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
坂田 文三郎
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、社会福祉法人等の事業者及び福祉保健サービスの利用者に対して、その事業者が提供する福祉保健サービスの質を、その提供者及びその利用者以外の公平中立な立場で客観的に評価し、事業者が提供する福祉保健サービスを利用者が選択する場合に必要な情報を提供すると共に、事業者のサービスの向上を図るための第三者評価機関事業を行うことにより、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第494号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年8月11日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人一步の会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
畑村 鉄男
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市河原町渡一木277-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、利用される障がいのある方に対して、その人の思いを尊重しながら、自立支援やサービスに関する事業を行い、障がいのある方を中心とするまちづくりの推進を図り、地域や社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市石州府土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年6月24日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

就任した役員の氏名及び住所

理 事 高 橋 肇 米子市石州府435

平成26年3月11日就任 任期 平成29年7月26日まで

鳥取県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市伯仙土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年6月24日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所

理事	金 澤 明	米子市尾高1676
〃	田 中 秀 光	米子市尾高1115-1
〃	大 原 仁 司	米子市日下176-3
〃	田 中 美 雄	米子市日下567
〃	仲 田 祐 康	米子市日下541
〃	井 上 修 美	米子市石州府698
〃	大 前 廣 光	米子市石州府422-1
〃	野 坂 次 雄	米子市石州府448
〃	野 坂 利喜雄	米子市石州府433
〃	村 上 升 一	米子市石州府621
〃	遠 藤 真 和	西伯郡伯耆町吉長349
監事	松 波 保	米子市日下757
〃	古 前 勝 茂	米子市石州府408

平成26年3月14日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	金 澤 明	米子市尾高1676
〃	西 村 洋 志	米子市下郷157-4
〃	大 原 仁 司	米子市日下176-3
〃	田 中 稔	米子市日下331-1
〃	仲 田 祐 康	米子市日下541
〃	井 上 修 美	米子市石州府698
〃	石 崎 満	米子市石州府434-2
〃	野 坂 次 雄	米子市石州府448
〃	野 坂 利喜雄	米子市石州府433
〃	佐 藤 基	米子市福万694
〃	金 本 卓	西伯郡伯耆町押口171
監事	松 岡 活 志	米子市日下295
〃	野 坂 宗 徳	米子市石州府454

平成26年3月15日就任 任期4年

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成26年6月24日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在 地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行 為の目 的	変更後の内容				開発行為 の変更の 許可年月 日
				土地の面積			開発行為の工 期	
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
美保テクノス 株式会社 代表取締役 野津 一成	米子市昭 和町25	西伯郡伯 耆 町 福 島、二部、 畑池地内	建設発 生土の 受入場 の設置	19.9650 ヘクター ル	17.7846 ヘクター ル	15.4229 ヘクター ル	平成26年6月 3日から平成 30年3月31日 まで	平成26年 6月3日

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成26年6月24日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 講習に係る警備業務の区分

- ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 講習の区分

- ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- イ 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	平成26年9月29日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで
		平成26年9月30日（火）、 10月1日（水）、3日（金） 及び6日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成26年10月2日（木）	午前11時30分から午後5時10分まで
		平成26年10月7日（火）	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成26年10月2日（木）	午前11時から午後5時10分まで
		平成26年10月3日（金）及 び6日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
2号警備業務及	新規取得講習	平成26年10月7日（火）	午前8時30分から午後1時まで
		平成26年9月29日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで

び 3 号警備業務		平成26年 9 月 30 日 (火)、 10 月 1 日 (水) 及び 6 日 (月)	午前 8 時 30 分から午後 5 時 10 分まで
		平成26年 10 月 3 日 (金)	午後 1 時 20 分から午後 5 時 10 分まで
		平成26年 10 月 7 日 (火)	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで
	追加取得講習	平成26年 10 月 3 日 (金)	午後 0 時 50 分から午後 5 時 10 分まで
		平成26年 10 月 6 日 (月)	午前 8 時 30 分から午後 5 時 10 分まで
		平成26年 10 月 7 日 (火)	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで
4 号警備業務	新規取得講習	平成26年 9 月 29 日 (月)	午前 8 時 50 分から午後 6 時 10 分まで
		平成26年 9 月 30 日 (火) 及 び 10 月 1 日 (水)	午前 8 時 30 分から午後 5 時 10 分まで
		平成26年 10 月 2 日 (木)	午前 11 時 30 分から午後 5 時 10 分まで
		平成26年 10 月 3 日 (金)	午前 8 時 30 分から午前 11 時 20 分まで
		平成26年 10 月 7 日 (火)	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで
	追加取得講習	平成26年 10 月 2 日 (木)	午前 11 時から午後 5 時 10 分まで
		平成26年 10 月 3 日 (金)	午前 8 時 30 分から午前 11 時 20 分まで
		平成26年 10 月 7 日 (火)	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名程度
 (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名程度

5 講習事項

(1) 新規取得講習

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
 イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
 ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
 エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
 オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

(2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者
 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に

従事しているもの

- (2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込書の受付期間

平成26年8月25日（月）から同月29日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄に貼り付け、6の受講対象者に該当することを疎明することに掲げる書類各1通を添付すること。

- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(6)までのいずれかの書面

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び 3号警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県土砂災害警戒情報システム更新整備業務 一式

(2) 調達案件の仕様

鳥取県土砂災害警戒情報システム更新整備業務入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び鳥取県土砂災害警戒情報システム更新整備業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成27年3月25日まで

(4) 履行場所

鳥取県庁本庁舎その他の仕様書で指定する場所

(5) 入札書の記載方法等

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

イ 入札書に記載する額は、システム更新整備に係る経費の合計額とすること。

なお、事業規模（予算額）は45,000千円を超えないこと。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成26年6月24日（火）から同年7月23日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成26年6月24日（火）から同年7月23日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営のいずれでもあること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年7月1日（火）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからウまでの全てに該当すること。

イ 各構成員が競争入札参加資格を有するとともに、次の(ア)及び(イ)に掲げる業務区分の競争入札参加資

格の全てを有する者を含むこと、又は次の(ア)に掲げる業種区分の競争入札参加資格を有する者及び次の(イ)に掲げる業種区分の競争入札参加資格を有する者を構成員のうちを含むこと。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有する構成員のいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者の審査を求める申請書類を平成26年7月1日(火)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 取引金融機関

(サ) 解散後のかし担保責任

(シ) その他必要な事項

キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部治山砂防課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部治山砂防課

電話 0857-26-7822

(2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、平成26年6月24日(火)午前8時30分から同年7月10日(木)午後5時までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/237708.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成26年6月24日(火)から同年7月10日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

平成26年7月23日（水）午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に平成26年7月10日（木）の午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び価格の総合評価により行う。

(2) 会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の入札書を提出した入札者であって、総合評価の最も高かった者を落札者とする。ただし、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価が次に高いものを落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Tottori Prefecture sediment disaster warning information systems development business : 1 set

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : July, 10, 2014 5 : 00 PM

(3) Time-limit for the submission of tenders : July, 23, 2014, 5 : 00 PM

(4) Contact Point for the notice : Office of Erosion Control Division, Department of Land management, 1-220 Higashimachi, Tottori-shi, 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7822